

相続アドバイザー養成講座

体験講座

令和2年2月13日（水） 於 AP 西新宿

相続人の幸せを守る

～素直さこそ円満相続の原点～

有限会社アルファ野口 代表取締役
相続コーディネーター 野口 賢次
〒211-0012 川崎市中原区中丸子 538
メルベーユマルダ 1F
TEL 044-422-1337 FAX 044-455-0208

～相続人の幸せを守る～

本来は幸せにならなければならない相続で
なぜ不幸せになるのか

◎ 贈与と相続の決定的な違いとは

贈与⇒ 親が生きている時に財産をもらう
相続⇒ 親が亡くなつてから財産をもらう

◎ 相続争いをする相続人の共通点

- ① 親の財産をもらうのは当たり前だと思っている
- ② 感謝の気持ちがない

◎ 相続争いなのか兄弟喧嘩なのかを見極める

- ◎ ほとんどは多い少ないとの兄弟ゲンカのレベルで本当の相続争い（骨肉の争い）はそんなにあるものでない。

◎ 常識と法律は一致しない

- ◎ 法律のなかで生じたもめ事は法律で解決すればよし
- ◎ 多くのもめ事は常識のなかで生じている。それを法律で裁いてしまうと無理が生じる

◎ 均分相続は平等相続であることを認識する

平等は公平にあらず⇒ お正月のお年玉

- ◎ 公平とは平等に不平等を持ちこむこと

◎ 相続人の幸せを守った事例

- ① 財産をもらっては駄目とのアドバイス
- ② 財産を全部取りなさいとのアドバイス
- ③ 財産でなく自分の幸せを守った事例

◎ 相続の仕事は強い信念を持たなければできない

- ◎ 相続で兄弟姉妹の縁を切らさない
- ◎ 糸一本でもつなげておくことに自分の全人格をかける
- ◎ 相続で切れた兄弟姉妹の縁は二度とつながらない
- ◎ 相続人全員から「ありがとうございます」と言われ報酬をいただける。こんな仕事は他にはない

◎ 相続はこの言葉に尽きます

～感謝の気持ちと譲る心の大切さ～

素直であれば⇒ 感謝ができる⇒ 感謝ができれば⇒ 譲
ることができる⇒ 譲ることができる⇒ 円満相続がで
きる⇒ 円満相続ができる⇒ 幸せになれる